

浄化槽排水設備設置 工事費補助金

概要 制度の

単独処理浄化槽又は汲み取り槽から合併処理浄化槽へ転換を促進するため、東吾妻町浄化槽排水設備設置工事費補助金を交付しています。浄化槽を利用するためには家庭から出る排水を浄化槽に接続する工事費用がかかります。その工事費に対し補助金を交付します。

補助金 の対象

- 東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業を申請される方（詳しくは裏面参照）
- 既設の単独処理浄化槽又は汲み取り槽の撤去等をされる方（新築は対象外）
- 工事を町の指定工事店へ依頼される方
- 年度内に使用開始する方

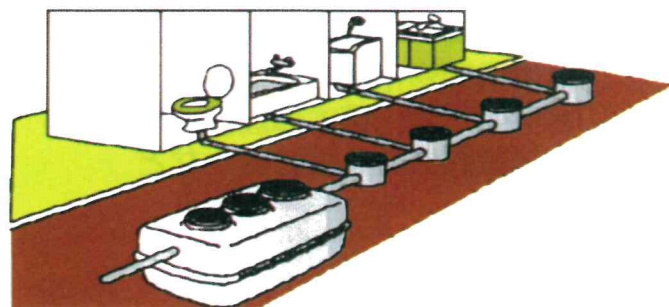
※補助対象は上記全ての条件を満たす場合です。

排水設備 の範囲

排水設備の範囲は住宅の壁の外側に設置するマスから最終的な放流先までの工事費用です。

費用は各家庭によって様々ですのでお近くの町の指定工事店へお問い合わせください。

浄化槽本体工事費用は設置時使用料をいただいて町が工事します。



補助金 の額

補助金額は排水設備工事費用の1/2まで。

最高**300,000円**です。

単独処理浄化槽を お使いの皆様へ （単独処理浄化槽とは、 トイレのみの浄化槽です。）

単独処理浄化槽の耐用年数は30年程度とされています。現在、単独処理浄化槽は原則生産禁止となっているため、故障により入れ替えが必要になった場合は、合併処理浄化槽への交換工事が必要になります。

単独処理浄化槽の耐用年数が近くなっているお宅は、是非この機会に補助金を活用して合併処理浄化槽への転換をご検討ください。



お申し込み
お問い合わせ

東吾妻町役場
上下水道課

TEL.0279-76-4010

浄化槽市町村整備推進事業の概要

本事業の対象建物

- 一般住宅（別荘は除外）、事業所、店舗、宿泊施設、官公庁 等
- 5～100人槽までが対象となります。（50人槽を超える浄化槽は国との協議が必要です。）

対象の地域

- 原町公共下水道事業地区・岩下矢倉農業集落排水事業地区・箱島岡崎農業集落排水事業地区・榛名湖特定環境保全公共下水道事業地区を除く町全域

人槽区分の決定

浄化槽の人槽は、家の大きさや家族構成で中之条土木事務所が決定します。（専用住宅の場合）

延べ床面積	130㎡以下（小家族住宅）	5人槽	台所・風呂が2箇所以上 （2世帯住宅）10人槽
	130㎡を超えるもの（普通住宅）	7人槽	

浄化槽を設置するのに必要な面積等

- ①敷 地：縦4m×横3m程度の敷地（掘削幅）
- ②深 さ：2m程度
- ③搬入路：概ね2t車が入れる程度（搬入路がない場合でも大型クレーン車等による搬入も可能です。）

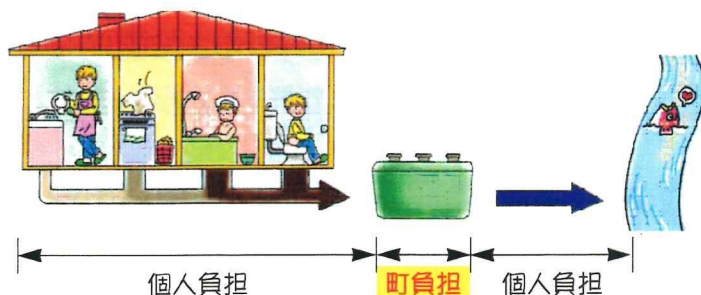
浄化槽設置にかかる経費

町 が 負 担 す る 経 費

- ①合併処理浄化槽本体購入費
- ②合併処理浄化槽本体設置工事費
- ③本体設置に係る設計費 など

皆 さん が 負 担 す る 経 費

- ①設置時使用料
- ②駐車場等付帯工事費（浄化槽の上を駐車場等として使用する場合や特殊工事）
- ③便器購入費等（汲み取りトイレから水洗トイレへの改修等）
- ④家屋から浄化槽までの流入管及び浄化槽からの流出管の排水設備工事費用
※町の排水設備指定工事店でないと工事はできません
- ⑤単独処理浄化槽又は汲み取り槽の撤去費用等



使用料等一覧表

人槽区分	設置時使用料	月額使用料	備 考
5人槽	150,000円	3,767円	月額使用料には合併処理浄化槽の管理費、清掃、消耗品費、修繕料が含まれます。（過失による破損は原因者負担）
7人槽	210,000円	5,274円	
10人槽	300,000円	7,535円	

※事業所等の月額使用料は別途になります。